

会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回戸田市都市景観審議会
開催日時	令和5年2月13日（月）午前10時00分 ～ 午前11時00分
開催場所	市役所本庁舎5階 501会議室
出席者氏名 （委員）	小畑 益彦、後藤 聡、柴田 勇、江崎 奈穂子、庄司 理、 濱松 祐樹、溝上 西二、荒井 歩、岡田 智秀、依田 彩
欠席者氏名 （委員）	なし
傍聴者	なし
事務局	都市整備部 小野部長、山碓次長兼課長 都市計画課 宇田主幹、久保副主幹、江口主任、鈴木主任
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・第11期戸田市都市景観審議会委員について ・本市の景観行政の取り組みについて ・戸田市屋外広告物条例及び同施行規則の改正について ・戸田市都市景観条例に基づく事前協議の実績報告について
会議結果	別紙「会議の経過」のとおり
会議の経過	別紙「会議の経過」のとおり
会議資料	<p>【資料1】 第11期戸田市都市景観審議会委員について</p> <p>【資料2】 本市の景観行政の取り組みについて</p> <p>【資料3-1】 戸田市屋外広告物条例及び同施行規則の改正について</p> <p>【資料3-2】 周知資料</p> <p>【資料3-3】 広報戸田市9月号（抜粋）</p> <p>【資料3-4】 YOUR9月号（戸田市商工会誌）</p> <p>【資料3-5】 屋外広告物ガイドライン</p> <p>【資料3-6】 戸田市屋外広告物条例のしおり</p> <p>【資料4-1】 戸田市都市景観条例に基づく事前協議の実績報告について</p> <p>【資料4-2】 都市景観アドバイザー制度を活用した事例（1～7）</p>
議事録確定	令和5年3月16日 戸田市都市景観審議会 会長 岡田 智秀

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<u>1 開会</u>
事務局	<u>2 都市整備部長 挨拶</u>
事務局	<u>3 第11期戸田市都市景観審議会委員について</u> (委員紹介 / 資料1) (会長・副会長の互選による選出)
会長	挨拶
副会長	挨拶
事務局	<u>4 報告案件 本市の景観行政の取り組みについて</u> 続きまして、次第4「報告案件」に移ります。 以後の進行は、戸田市都市景観審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長となることから会長に進行をお願いします。
会長	それでは、報告案件「本市の景観行政の取り組みについて」から進めていきたと思います。 報告内容について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(内容説明 / 資料2)
会長	続いて、報告案件「戸田市屋外広告物条例及び同施行規則の改正について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	(内容説明 / 資料3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6)

発言者	議題・発言内容・決定事項
会長	<p>説明がありました、屋外広告物条例及び同施行規則の改正に関する報告内容について、ポイントは2つあります。1つ目は改正理由の背景についてです。</p> <p>過去に、北海道札幌市で屋外広告物の落下事故が起りましたが、責任の所在が非常に不明瞭でした。具体的には、設置者、建物所有者あるいは広告物を掲出している事業者等、誰に責任があるのか曖昧な状況がありました。また、点検の必要性も謳われ、国土交通省より屋外広告物の点検義務化に関する通達が出された経緯があります。</p> <p>2つ目は、県条例と市条例の違いについてです。埼玉県内における屋外広告物に関する規制は、県条例で定めるものと、各市町村の条例で定めるものと大きく2通りあります。本市は、戸田市屋外広告物条例に基づき運用しており、県条例の改正に伴って改正が行われました。</p> <p>各委員の皆様はどのように感じていますでしょうか。</p>
委員	<p>公共事業に関わっていると、市で設置した看板については点検に関する話が出始めており、改正の影響を感じています。なお、民間事業者による状況は分かりませんが、今後少しずつ反応が表れてくると思います。</p>
委員	<p>今までは広告物を設置した時点で完了という状況であり、店舗が変わった際に不良な広告物の修繕等を実施していましたが、点検を実施することでより安全になるのではないかと思います。事業者にとって、まだ点検に関する意識はあまりないように感じますので、まずは、周知を行うことが必要だと思います。</p>
会長	<p>各委員から話がありましたが、ある程度時間をかけながら柔軟に対応していかなければいけないと感じています。引き続きご協力の程よろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明に対し、ご質問・ご確認事項等ありますでしょうか。</p>
委員	<p>事故等がおこった際は、最初に責任を追及されるのは所有者、そしてそれ</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>を管理する不動産関係会社となるかと思いますが、点検に関する内容について3点質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>①点検時期について3年程度だと認識していますが、定期的という文言は曖昧ではないでしょうか。</p> <p>②点検することができる有資格者について、電気工事士、第三種電気主任技師等もできるように拡大されました。どのような経緯で追加されたのでしょうか。</p> <p>③点検を実施する際は費用がかかりますが、費用面で戸田市はどのような対応をしていますか。</p> <p>①点検時期について、「定期的に」としていますが、許可が必要な広告物は3年以内に点検するよう規定しています。屋外広告物は様々な種類、規模のものがあり、全てを3年以内による点検を義務化することは現実的ではないと考えており、「定期的に」としているところです。</p> <p>②点検することができる有資格者の拡大の経緯についてですが、電気工事士、第三種電気主任技師等は、屋外広告物講習会において講習が免除される科目があり、屋外広告物に関する知識や技能がある者として考えられることから、追加をしています。</p> <p>③費用面に対する本市の対応についてです。許可を受ける屋外広告物は3年以内に、許可を受けないものにおいても定期的な点検を義務付けることで所有者等のご負担にはなるかと思いますが、現時点では点検費用の補助については考えておりません。落下等による事故が発生した場合は、所有者等が責任を負うこととなるため、まずは事故が起こらないように管理や点検を実施していただくよう周知をしていきたいと思います。</p>
会長	<p>屋外広告物の安全を確保する上で、必要な規定であると感じます。</p> <p>続いて、報告案件「戸田市都市景観条例に基づく事前協議の実績報告について」、事務局から説明をお願いします。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	(内容説明 / 資料4-1、4-2)
会長	<p>本審議会と事前協議は各々運用されていますが、日々の景観に関する事務は事前協議が中心であるため、都度事務局からの報告をお願いしています。事務局の説明に対し、ご質問・ご確認事項等ありますでしょうか。</p>
委員	<p>色彩についての報告がありましたが、市として寄せていきたい色彩等はあるのでしょうか。そのような形式ではなく、専門家からのアドバイスで無難な色彩、色調を選んでいるのでしょうか。</p>
事務局	<p>外壁等においては、派手な色を使用してはいけない色彩として規制していますが、色調としてこちらが良いとか、具体的にどちらに寄せたいというところまではありません。事前協議では、計画地周辺の状況を都市景観アドバイザーに確認していただき、周辺にある建物等の関係を踏まえた色彩や植栽等に関する助言をしていただいている状況です。</p>
委員	<p>団地の色彩計画等に関わることがありますが、基本的には単色で見て色の良し悪しを判断するというよりも、一緒に使われる色との関係や、先ほどお話のありました周辺との関係を踏まえた上で、色の関係性を考慮した調整をしています。</p>
委員	<p>事前協議での助言反映率が上がっており、良い傾向だと思います。地区によって助言の仕方が違うのか、また、色彩や植栽等に関する助言について、具体的にどのように行っているかお聞きしたいと思います。</p>
会長	<p>景観計画においては地区毎に方針があり、色彩の規定もされていますが、計画地の周辺環境に応じた助言を行っていると思います。計画内容だけに配慮すると、単なる建築デザインになってしまうので、景観としては周辺との関わりが重要になります。ただ、私は戸田市の都市景観アドバイザーは就任</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>したばかりで、市内の案件は未経験のため、他自治体での経験を踏まえたコメントとなります。</p> <p>補足があれば事務局からお願いします。都市景観アドバイザーとの事前協議では、どのような特徴があると思いますか。</p> <p>工場や住宅、商業施設等の用途の違いや、規模等の違いにより色彩や植栽等に関する助言内容が変わっているように感じますが、大きく変わるものではなく、周辺と調和することを共通事項として様々な助言をしていただいているものと思います。</p>
会長	<p>都市景観アドバイザー制度を活用した事例（資料4-2）においては、協議前及び協議後の資料が掲載されていますが、後の方が良いのは共通の認識ではないかなと思います。</p> <p>本審議会では、事前協議の効果を認識したいと思いますので、今後も事務局から報告をしていただきたいと思います。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p>
副会長	<p>都市景観アドバイザーの助言について、建築デザインに関しては反映されるのが難しい部分があるかと思いますが、植栽に関しては変更できる余地があり、反映されやすいという傾向は他の自治体でもあるように感じます。ハウスメーカーによる案件において助言が反映されていましたが、戸田市が景観に対して厳しいという認識がされることで、事前に景観への配慮がなされ、より良い景観に繋がっていると思います。事例公開による効果もありますので、協議前と協議後の資料を活用した事例公開を続けていただきたいと思います。</p> <p>その中で、植栽による助言で聞いていただけなかったことはありますか。</p>
事務局	<p>植栽に関する助言では、四季折々の花が咲く樹種を植えた方が良いとの助言がありますが、事業者からは手入れ等の日々の管理が難しく反映できない</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>との話があります。例えば、シマトネリコという木については、成長が早く大木になるといった理由から、生育後の管理が大変なため変更を勧める助言について受け入れられる印象があり、植栽に関する助言の反映については、管理面の影響も大きいと感じます。</p>
副会長	<p>管理の上では、ローメンテナンスでできるものを助言する等、事前協議の中でお互いにとって良い案を模索していけるとより良いと思います。</p>
会長	<p>様々な活発なご意見をありがとうございました。報告案件については、すべて終了しましたので、事務局にお返しします。</p>
事務局	<p><u>4</u> その他</p>
事務局	<p><u>5</u> 閉会</p> <p style="text-align: right;">以上</p>